

令和5年度 第3回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和5年8月7日（月）午後2時00分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館 4階共用会議室

（事務局）

そろそろ開催したいと思いますので、報道関係の方は撮影が終了しましたら、記者席に一旦お戻りください。

退席した傍聴人の方はいらっしゃいませんか。いらっしゃれば、呼びに行ってくださいと思うのですが、よろしいですか。

それでは、定刻を当初の予定から過ぎておりますけれども、ただいまから第3回新潟地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席の予定のところ、使用者側委員が1名出席されておりませんが、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

また、本審議会は、新潟地方最低賃金審議会運営規定第6条に基づき公開となっております。本日、10名の傍聴者の方がおられます。また、17名の記者の方が取材に来られておりますことを、ここにご報告いたします。

それでは、以後の議事進行は、会長にお願いいたします。

（会長）

よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。新潟県最低賃金額の改正につきまして、専門部会の審議結果を部会長代理から報告していただきたいと思います。

（事務局）

ただいま専門部会報告をお配りしますので、しばらくお待ちください。

（専門部会長代理）

それでは、私から専門部会の報告をいたします。

専門部会では、令和5年7月7日に付託されました新潟県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねてまいりました。その結果、配布しております報告書別紙1のとおり、新潟県の最低賃金を41円引き上げ、1時間931円とする結論に達しましたことをご報告申し上げます。

そのうえで、当専門部会といたしましては、別紙2のとおり、審議する中で特に使用者側委員からご主張のありました、中小企業・小規模事業者に対する生産性向上等に係る支援策などについて、政府に対し要望する旨を付帯決議として報告書の中で申し添えさせていただきます。

また、別紙3のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したと

ころ、令和3年10月1日発効の新潟県最低賃金、時間額859円は、令和3年度新潟県の生活保護水準を下回っていなかったところでございます。

専門部会の報告は、以上となります。

(室長)

引き続きまして、事務局から専門部会報告の別添ということで新潟地方最低賃金審議会新潟県最低賃金専門部会公益委員見解が添付されていると思っておりますが、それにかかわり概略についてご説明したいと思っております。別添の公益委員見解をご覧いただきたいと思っております。

最初に、労働者側の主張です。一つは、地域別最低賃金はセーフティネットとしての役割を果たすことができる水準でなくてはならない。特に、昨年からの物価上昇を勘案しなければならないということが1点。(2)としまして、地域間格差を是正しなければならないということを主張されています。そして、2ページ目の中ほどに、中央最低賃金審議会の公益委員見解を尊重しつつも、新潟県の実情を勘案し、45円引き上げて935円とするのが望ましいと主張されました。その後の会議による議論、個別折衝を重ねた結果、42円の引き上げを主張されております。

続いて、使用者側の主張です。使用者側については、まず基本的な考え方として、最低賃金を含む賃上げと企業の生産性向上並びに原材料費やエネルギー価格の高騰と賃上げ分の価格転嫁が両輪となる成長と分配の好循環を実現すべきであると主張されています。そのうえで、最低賃金法に定める3要素、これに基づく客観的データに基づき検討されるべきということでございます。(2)以下が、そのご主張される3要素についての記述でございます。4ページ目の中ほどに今ほどご主張された労働者の生計費、それから賃金、通常の事業の支払い能力、これらを踏まえて県内の平均的と考えられる賃金上げ率が2.4パーセントであること、それから第4表のBランクの賃上げ率が2.4パーセントであることから、引上げ額は2.4パーセントで計算した金額の端数を切り上げた22円が適当とご主張されました。

これらを踏まえて審議を行って、公益委員見解が4番以下に書かれています。これについても最低賃金の3要素である賃金、労働者の生計費、それから通常の支払い能力について、現在の状況について記述をさせていただきました。5ページ目のところに(4)総合判断ということで、それらをまとめた形の記載をさせていただいております。

賃金、それから通常の支払い能力等を踏まえると、6ページ目になりますけれども、(5)政府への要望の3行上、公益委員としては、上記1から3を踏まえて、中央最低賃金審議会から提示のあった目安並びに労使双方の意見を総合的に勘案し、地域の経済、雇用の実態を見極めた結果、41円引き上げ、改定額を931円としたということでございます。

(5)が、中小・小規模事業所への生産性向上への支援、こういうものを中心として政府へ要望を行うということで、これは労使共通の認識ということで位置づけさせていただいて、記述をさせていただいております。この(5)の政府への要望が、報告書の別紙2に盛り込まれているということでございます。

私からは、以上です。

(会 長)

ありがとうございました。ただいま、部会長代理から報告書を受け取りました。また、事務局から公益委員見解について、その概略を説明いただきました。専門部会では、全会一致になりませんでした。専門部会の報告のとおり、新潟県最低賃金の改正をすることについて、当審議会で改めて議決したいと思います。ただいまの報告、ご説明について、ご質問はございませんでしょうか。

(木南委員)

公益委員の木南でございます。

ただいま審議の対象となりました新潟県最低賃金の専門部会報告につきまして、本審議会で改めて議決するということですので、私は新潟県最低賃金専門部会に入っていないので、ここで賛否を考えなければならないということで、公益委員として責任ある立場として見解を述べたうえで賛成、または反対の投票をしたいと思います。

結論としましては、私は、専門部会の報告書案には賛成でございます。地方の最低賃金におきましては、皆さんご存知のとおり、中央最低賃金審議会が目安というものを作成し、その目安を受け取ったうえで審議されているわけでございます。もちろん目安というものは、地方最低賃金審議会の審議の参考として示されるもので、必ずしもこれに拘束するものではないということは、この前のビデオメッセージでもあったとおりでございます。ただ一方で、全国の最低賃金がやはりあまりにもバラバラすぎると、それは地方の経済において歪が生じてしまうわけですから、その全国的整合性を図るために中央最低賃金審議会が目安を示しているのであって、地方最低賃金審議会としては、その目安を参考に、各都道府県の実情を踏まえてそれに達しない、要は下回るべきなのか、上回るべきなのかを審議すべきだと私は思っております。

そうした観点から、今年について考えてみるに、Bランクである新潟県については、40円の引き上げだというのが目安だったと認識しております。その中で、もちろん労働者の生計費、通常の支払い能力、さまざまな議論があるなかで中央最低賃金審議会が40円という目安を出してきたわけですから、それを一応尊重しつつも、では新潟県特有の事情としてそれを下回るべきなのか、あるいは上回るべきなのかを考えてみたときに、私は、この公益見解、そのほかに出された各種指標などを見ても、新潟県が特段Bランクの中で40円に達しないような事情というものを見出すことはできませんでした。一方で、ではBランクの中で非常に最上位になって、40円では足りない、物価などを考えるともっと引き上げるべきだという要素も、残念ながら見出すことはできませんでした。ただ一方で、最低賃金、地域間格差の是正というものも必要とされているということは、今回の諮問文にもあるとおりで、諮問にありますグランドデザインなどにもあるとおりでございます。東京などのAランクが41円の目安であるということを見るとき、やはりそれに1円でも近づくと、41円を下回るような地賃の改定というのは、やはり避けるべきなのではないかと私は考えました。

そうした理由から、本来であれば、地域間格差の是正のため、もう数円の上乗せがあっても検討する価値は十分あるかと思うのですが、専門部会で慎重に審議された結果 41 円という結論が導き出されたということですので、私としては、それに賛成したいと思います。私の意見表明としては、以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

それでは、議題の(2)「新潟県最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。先ほどの専門部会報告を踏まえて、答申文案を事務局から配布願います。

皆様のお手元に渡りましたでしょうか。よろしいですか。それでは、答申文案を読み上げていただけますでしょうか。

(事務局)

では、私から読み上げさせていただきます。

令和5年8月7日

新潟労働局長 西岡邦明殿

新潟地方最低賃金審議会長 長谷川雪子

新潟県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和5年7月7日付け新労発基 0707 第3号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。その上で、当審議会としては、中小・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、別紙2のとおり政府に対し強く要望すべきであることを申し添える。

また、別紙3のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータと比較したところ、令和3年10月1日発効の新潟県最低賃金(時間額859円)は令和3年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1 新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 新潟県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用主に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 931円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当・通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

別紙2 政府への要望

今年度の改定額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の面で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共

通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するために、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大など要件見直しを行うとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者の実情を踏まえ、活用しやすくなるよう、より一層の実効性のある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めてさらなる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナースhipによる価値創造のために転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。特に価格転嫁が顧客離れにつながりやすい、運輸業、宿泊業、飲食サービス業、小売業などにかかる実効性のある対策を強く要望する。

これらの要望が速やかに実施されることを期待する。

別紙3 新潟県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 新潟県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 859 円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者 12 から 19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度 令和3年度

(3)生活保護水準(令和3年度) 生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の新潟県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(9万7,780円)

3生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると新潟県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、答申文案について採決します。今年度の改定額につきましては、41円引き上げまして931円とすること、並びに政府の要望に係る付帯決議を含めた答申案について、採決を行いたいと思います。

採決は、少し複雑になりますけれども、3回に分けて行います。1回目、2回目は、意向を伺うということになります。分けて意向を伺う形になります。1回目は、改定額931円を内容とする別紙1と生活保護との比較の別紙3と一緒に、皆さんの賛否の意向を伺います。2回目は、政府の要望に係る付帯決議の別紙2について、賛否の意向を伺います。3回目に、全体として、この答申案全体について、賛否を伺うという形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。少し複雑な方式で申し訳ありません。

それでは、1回目の賛否を伺いたいと思います。別紙1と別紙3について、金額、それから生活保護との比較についての文書です。賛成の方、挙手をお願いいたします。事務局、確認をお願いします。

(事務局)

9名であります。

(会長)

ありがとうございます。

次に、反対の方、挙手をお願いいたします。

(事務局)

4名であります。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの意向につきましては、別紙1と別紙3につきましては、賛成9名、反対4名でございました。

続きまして、2回目の意向を伺います。次は、別紙2についてです。政府への要望に係る付帯決議の別紙2につきましては、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(事務局)

賛成13名でございます。

(会長)

賛成13名ということは、全員一致ということでございます。ありがとうございます。

それでは、3回目の採決となります。この答申案全体につきまして、賛成の方、挙手をお願いします。事務局、確認をお願いいたします。

(事務局)

賛成9名でございます。

(会長)

反対の方、挙手をお願いいたします。

(事務局)

反対4名でございます。

(会長)

ありがとうございます。

採決の結果、賛成9名、反対4名でしたので、賛成多数によりまして、最低賃金審議会令第6条第6項が準用する最低賃金審議会令第5条第3項の規定により、過半数以上の賛成と認められます。よって、専門部会報告のとおり決定いたします。

それでは、答申文案のとおり答申いたします。

.....会長より答申文を局長に手交.....

(事務局)

報道の方はご自席にお戻りください。

(会長)

以上をもちまして、新潟県最低賃金の改正を局長に答申いたしました。これまでの関係委員各位のご苦勞に感謝いたします。ありがとうございました。

(局長)

ただいま新潟県最低賃金の改正につきまして答申をいただきました。一言ごあいさつを申し上げます。

新潟県最低賃金の改正につきましては、7月7日に諮問させていただいた以降、委員の皆様方にはお忙しい中、また連日非常に暑い中にもかかわらず真摯にご議論いただきまして、本当に心から御礼申し上げたいと思います。また、今般は、原価の物価高、それから原材料高、燃料高の中で、最低賃金の改正につきましても、これまでになく大変厳しいご審議であったかと思いますが、委員の皆様方には、公労使それぞれの立場から慎重かつご熱心にしっかりとご審議をいただきまして、本当に重ねて御礼申し上げます。

今般の答申を受けまして、私ども事務局といたしましては、今後、異議申出の公示等の所定手続きを経て、新潟県最低賃金を決定することとなりますけれども、決定後は、改正される最低賃金額をしっかりと周知していくということが極めて重要であります。この周知徹底に最大限努めてまいりたいと思っております。

また、今般の改正により大きな影響を受けられる事業者、とりわけ中小企業・小規模事業

者の皆様方には、先ほど公益委員の皆さんからの見解にありましたけれども、生産性向上等の支援策等、政府への要望ということでございまして、私ども、真摯に受け止めていただきたいと思っております。中小企業・小規模事業者の皆様方への支援につきましては、業務改善助成金をはじめといたします各種支援につきまして、これまでもセミナーの開催ですとか、各種会合等において、私自身先頭に立って周知広報に努めてきたところでありますけれども、今後、一層積極的に、かつていねいな説明対応等に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご協力をよろしく願申し上げます。

労働局といたしましても、働く方々、それから事業者の皆様方に寄り添う行政に心掛け、引き続き各種施策の積極的かつ的確な推進に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(会 長)

それでは、今後の日程等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

本日、新潟県最低賃金の改正決定についてご答申をいただきましたので、最低賃金法第 11 条並びに最低賃金法施行規則第 8 条に基づき、本日公示を行い、公示の日から 15 日経過した日である 8 月 22 日火曜日までを異議申し立て期間と定めます。異議申し出期間終了後の 8 月 23 日に開催予定の第 4 回本審で申し立てのありました異議の取り扱いについてご審議いただくこととなります。

なお、8 月 23 日の審議の後、官報公示を行い、10 月 1 日の発効予定となります。

(会 長)

ありがとうございました。

次に、議題(3)の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

それでは、資料 3 に特定最低賃金の申出にかかわる資料がございますので、ご覧ください。

当局では、現在適用されております特定最低賃金「新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業」、「各種商品小売業」、この 3 業種がありますが、この 3 業種すべてから改正に係る申出が提出されました。本年度から「各種商品小売業」が労働協約ケースで申し出がなされましたことにより、すべての業種において労働協約ケースとなりました。

配布させていただいております資料、これは抜粋でございますけれども、いずれも必要書類、例えば申し出を行う者が代表する基幹的労働者の範囲を明らかにする書類、あるいは労働協約等、これが提出されておりますし、必要事項、例えば申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲、あるいは申し出の理由等、これが記載されていることを事務局の審査におい

て確認しております。

申出の要件でございますけれども、ご覧いただきましたとおり、すべての業種において労働協約ケースの申出の要件である同種の基幹労働者の概ね3分の1以上の者の合意により行われていることが、審査により確認済みであることをご報告いたします。

事務局において各申出を審査いたしましたところ、いずれも要件を満たしているものと認められましたので、受理いたしました。従いまして、これから改正の必要性について、局長から諮問させていただきます。

(事務局)

それでは、局長から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。会長、局長、前の方へお進みください。委員の方、傍聴人の方、資料 1 をご覧ください。報道の方、撮影のご用意をできればお願いしたいと思います。

(労働局長)

それでは、私から朗読させていただきます。

新労発基 0807 第 1 号

令和 5 年 8 月 7 日

新潟地方最低賃金審議会 会長 長谷川雪子殿

新潟労働局長 西岡邦昭

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記 新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成 20 年新潟労働局最低賃金公示第 2 号)

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金(平成 20 年新潟労働局最低賃金公示第 3 号)

新潟県各種商品小売業最低賃金(平成 20 年新潟労働局最低賃金公示第 4 号)

.....労働局長より諮問文を会長に手交.....

(事務局)

報道の方は、自席にお戻り願いたいと思います。

(会長)

ただいま既存の 3 業種に係る特定最低賃金の必要性について諮問を受けました。

それでは、電子部品、自動車、各種商品小売業の順でご審議いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(桑原委員)

昨年の新潟地方最低賃金審議会での電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の必要性について審議をしたときに、使用者側委員よりもご意見を頂戴しているところです。これまで1年かかったわけですが、使用者側委員の協力を得ながら、回答をまとめられるように過去の経緯を踏まえながら調査をしているところですが、現段階において回答をまとめる状況には至りませんでした。大変申し訳なく思っております。この件については、引き続き継続して調査をしたうえでご報告をさせていただきたいと思います。継続協議とさせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございます。電子部品については、まだお話しは継続して今後も詰めていくということでございますね。

(桑原委員)

はい。お願いしたいと思えます。

(会 長)

このことについて、よろしいでしょうか。

それでは、今、少し話がありましたけれども、電子部品の特定最低賃金改正の必要性について審議をいたします。

まず、労働者側からご意見を伺いたいと思えます。

(桑原委員)

電子部品等につきましてですが、こちらは、ほかの業種もそうなのですが、先ほど室長からの説明のとおり、申出の要件に基づき手続きを行っているところでございます。それぞれの業種の価値を上げるという観点からも、ぜひ必要性ありとして金額改正の審議をお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(会 長)

次に、使用者側からご意見を伺いたいと思えます。

(徳武委員)

私どもも、申し上げる前に、事務局にお尋ねしたいのですが、今回、3業種の申出書をつけていただいているのですが、確か去年までは、その申し出に係る、例えばその業種ごとの事業所とか基幹労働者の人数などを書いた資料がついていたと思うのですが、今年はそれはないのですか。

(室 長)

資料 2ではなくて、最初にご説明申し上げましたとおり、この申出の1枚目の中に適用労働者数、あるいは対象となる労働者が三つの業種とも入っているかと思えますけれども、事業所名ということですか。

(徳武委員)

確か去年まで、業種ごとに、その業種の中で適用になる事業所のお名前と、それからその

事業所ごとに何人適用労働者がいらっしゃるのかという内訳の資料をお付けいただいていたと思うのですが、今年はないのですか。

(室長)

そうですね。この1枚の中で、公開ということもありますので、この中でみんな網羅されているということをご理解いただければと思います。

(徳武委員)

私ども、以前から申し上げていますが、今回、事務局からご説明のありました、いわゆる概ね3分の1を超えているということについては、これは各業種の方が労働局長に申し出をする際の要件であって、改正の必要性を認めるかどうかの要件ではないと。私どもは、その数もさることながら、中身というのでしょうか、それについても十分に検討したうえで改正の必要性を検討する必要があると申し上げているところですが、そういう手がかかりがないと、私どもは改正の必要性があるかどうか、そもそも検討ができないのですけれども、それはお出しいただくことはできないのでしょうか。

(室長)

公開できるものとできないものがありますので、それについては、区分けをしながらということになりますが、いかがでしょうか。

(徳武委員)

今年を用意していただけないのでしょうか。

(室長)

ここに出す書類はみんな公開ということですので、固有名詞があがっているものについては、それを避けてということでございます。

(徳武委員)

その資料は、当然個別の社名が、会社等の名前が去年も入っていましたので、例えばそれをマスキングするとか、マスキングされるところこの会社か私どもは分からないので、私の記憶では、会長がもし公開が適当でないと認めるものであれば公開しないという扱いもできるので、そういう扱いをしながら配っていただくことは可能だと思うのですが、いかがでしょうか。

(木南委員)

前の期も、私は本審の委員を務めておりましたので、去年の記憶まで申し上げます、例えばこの別紙に載っている、徳武委員の趣旨としては、適用使用者数が408とあるから408の氏名を全部明らかにせよと、明らかにした去年は出ていたではないかという趣旨だと思いますけれども、私の記憶では、そのような資料がこの委員会に提出されたことはないと思うのですが、いかがですか。自動車で言えば860、各種商品小売業であれば59のすべての名称が書かれた資料は、私は見た記憶が率直に申し上げるとないのですが、ですから、会社名が上がっていないのは、何も今年だけの問題ではないと私は思うのですが、いかがでしょうか。

(徳武委員)

発言してよろしいですか。

(室長)

少し事実関係だけ申し上げますと、去年ご審議いただいたのが異議審のときでございます。そのときは非公開となっておりますので、そのように使い分けをさせていただいているということでございます。

(徳武委員)

ということは、その資料は去年はあったということですね。この改定の必要性の審議のときに。

(木南委員)

私の記憶では、申し出した労働組合とかの一覧は資料についていたと思います。

(使用者代表委員)

おっしゃるとおりです。

(公益代表委員)

そうですね。申出者は明らかにしたということで、だから、申し出の資料の中身を説明したということで、あくまで労働局が実態把握として把握している社名を職権で公開したということではないということですよ。

(徳武委員)

確か事業所名も入っていたと思います。

(木南委員)

申出者側が労働組合として明らかにしたものであって、あくまで労働局の資料として出てきたものではないですよ。

(徳武委員)

そうです。申出資料として出てきたということです。

(木南委員)

それが去年は出たではないかと言えば、先ほど事務局から説明がありましたように、今回は抜粋ということで、本審には出ていないというのが事実でございます。整理しますと、408とか860とか59とかという適用使用者、これが労働局として把握しているものを労働局の資料として出たことは恐らくなかったのではないかと。申し出をするときに、申出者が申出者を明らかにするために労働組合の氏名を明らかにして、その労働組合から推察される使用者名が予想できたということはあったのかもしれませんがともということですよ。すみません。失礼しました。

(徳武委員)

結局、今年はそれは出るのでしょうか、出ないのでしょうか。

(室長)

基本的には、固有名詞が上がっているということであれば、非公開、出さないということでございます。

(徳武委員)

私どもの審議をする上で必要な書類だと私は思っているのですけれども、それは公開の場なので出さないということですか。そうではなくて、先ほど申し上げたように、会長のご判断で非公開にして、委員限りで配布することもできると思いますし、そういう扱いをするなどして提示していただくことはないのでしょうか。

(室 長)

規定にありますように、部会長の判断で非公開にすることができるということはおっしゃるとおりだと思うのですけれども。

(徳武委員)

それで、今年はあるのですか、出ないのですか。

(会 長)

今のところは、用意はしていないということですよ。

(室 長)

そうですね。今、手元には準備しておりません。

(徳武委員)

同じことを繰り返して申し訳ないのですけれども、冒頭に申し上げましたように、私どもは、改正の必要性を検討するにあたっては、先ほど申し上げましたように、適用労働者数の割合が概ね3分の1以上であるということは、労働局長に対して申し出をする要件を満たしているかどうかということですので、私どもとしては、それも重要な要素だと思っておりますけれども、それだけをもって改正の必要性があるかどうかというのは判断できないと思っております。ですので、少なくともそういう内容について資料を用意いただくように、今後お願いしたいなど。そして先ほど申し上げたように、公開の場で個別の企業の名前が出るというのは、やはりそれは適切ではないと思いますので、それが、要するに隠すわけではないのですけれども、そういうことがクリアできるような形で用意をいただきたいと思っております。

そう言っていますと先に進まないの、すみません、元に戻させていただいて、私どもの意見について、考え方についてお話しさせていただきたく思いますが、その前に、梅野委員に質問させていただきたいのですけれども、今、ラインになった労働協約をお持ちで、今回の申出に持ってこられたというか、掲載された企業とか、数とか、適用労働者数の方というのは、去年と大きく変わっていらっやらないですよ。

(梅野委員)

大きくは変わっておりません。

(徳武委員)

では、そういう前提でお話しさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど梅野委員もおっしゃってございましたけれども、今、この電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の特定最低賃金は、もともと平成元年に、電気機械器具製造業というものとして設けられていたものが、その後の産業構造の変化等

によって、平成 14 年に電子部品・デバイス・電子回路製造業、それと情報通信機械器具製造業が分離されて、三つの業種に分けられたと理解しております。先ほど梅野委員もおっしゃられましたけれども、昨年も改正の必要性の審議の中で、私どもとしては、このように三つの中分類の業種が一つのものとして扱われているということは、中央最低賃金審議会の運用方針に合致していませんし、そもそもその中にいらっしゃった、私の記憶ですけれども、その中にあったそれぞれの事業所で製造している製品がまったく違うものということであるのに、さらに三つの中分類の業種を一括りにして特定最低賃金を課すということは、合理性とか妥当性がないのではないのでしょうか。適正化が必要でないかと申し上げました。それについて、先ほど梅野委員からお話があったわけですが、私どもとしては、今申し上げましたように、現状のこの状況では特定最低賃金のあり方については、合理性、妥当性を欠くものとなっており、改正の必要性があるとは考えられないものと思っております。

しかしながら、この問題について労側の委員の皆さんからも問題意識は共有いただいているということで、今後、労使の協議などを重ねてこの問題について考えていこうというようなお話もございました。しかるに、加えて、今までの長年に渡る労使の協議の積み重ねでここまで特定最低賃金がきていますので、そういうものを勘案いたしますと、改正の必要性はあると判断をいたしております。

(会 長)

ありがとうございます。双方から改正の必要性はあるというご意見をいただきました。諮問や関連資料につきまして、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

それでは、電子部品の特定最低賃金については、改正の必要性ありということによろしいですか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。異議なしとのことですので、改正決定の必要性を認めると答申することといたします。

それでは、引き続き、自動車についてなのですが、その前に、一度事務局と打ち合わせをさせていただきたいのですけれども。一旦休憩にさせていただいてもよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

……(休 憩)……

(会 長)

それでは、再開いたします。

引き続き、自動車の特定最低賃金改正の必要性について、審議をいたします。

まず、労働者側からご意見を伺いたいと思います。

(桑原委員)

では、私からお話をさせていただきたいと思います。

自動車(新車)自動車部分品・附属品小売業の特定最低賃金の改正についてになります。申出書の申し出の理由に書かせていただいております、労働者数等も昨年と大きく変わりはなく、ここに記載のとおりとなっておりますので、審議をよろしくお願いしたいと思っております。

(会長)

ありがとうございます。

次に、使用者側からご意見を伺いたいと思います。

(徳武委員)

それでは、申し上げます。

自動車(新車)自動車部分品・附属品小売業の特定最低賃金の改正にあたりましては、適用労働者数のうち、申出に係る適用労働者の割合が48.8パーセントということで、ほぼ半数を占めるということでございます。この業種にお勤めの方は、会社、事業所が違ってもお仕事の内容に同質性があると考えておりますので、改正の必要性があると考えますが、なお、この申し出に係る適用労働者数の割合、つまり労働協約を設けられる労使の数をさらに増やしていただくようお願いしたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。

自動車について、必要性の諮問及び関連資料につきまして、ご質問等はございませんか。よろしいですか。

それでは、自動車の特定最低賃金につきましては、改正の必要性ありということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。異議なしとのことですので、改正決定の必要性を認める旨答申することとします。

続いて各種商品小売業の改正の必要性について、審議をいたします。

まず、労働者側からご意見を伺いたいと思います。

(桑原委員)

各種商品小売業の改正の必要性でございますが、冒頭の室長のお話の中にもありましたように、各種商品小売業、昨年までの公正競争ケースから労働協約ケースに変更しての申し出を行ったところでございます。それらも踏まえまして、ここ2年、なかなか必要性の部分も金額的なものも難しかったところではありますけれども、今年はぜひ必要性ありとして金額改正の審議をお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。

次に、使用者側からご意見を伺いたいと思います。

(徳武委員)

それでは、意見を申し上げる前に、先ほどの電子部品と一緒にのですけれども、資料がないので、逆に少しお聞かせいただきたいのですけれども、片山委員にお聞きしますが、申出にかかわる事業所の内容と人数は、去年と大きく変わりはありませんか。

(片山委員)

そうですね。大きくは変わりございません。

(徳武委員)

そうすると、この申出に係る基幹的労働者数 3,098 人でしょうか、この人数を見ますと、恐らく私の記憶では、大手が入っていらっしゃるのではないかと思うのですけれども、私の記憶では、会社の数としては、この業種で 6 社が県内だったと思うのですけれども、この申出に係る労働協約を結んでいらっしゃる会社の数というのは何社なのですか。

(片山委員)

ここで出させていただいている分ということですか。

(徳武委員)

はい。

(片山委員)

ここでは 2 社でございますけれども、実際には 6 社とももちろん労働協約ケースで出しているという形ではありますが、いろいろこちらで精査させていただいて、こういう形になったというところでございます。

(徳武委員)

そうすると、業種の中では 6 社の事業主がいらっちゃって、6 社とも労働協約は結んでいらっしゃるかと。

(片山委員)

はい。

(徳武委員)

今回、申出の要件に合致するものとして 2 社が入ったというような理解でよろしいですか。

(片山委員)

はい。そうでございます。

(徳武委員)

ありがとうございます。

それでは、各種商品小売業の特定最低賃金の改正の必要性について、私どもの考え方を申し上げたいと思います。最初に、先ほどお話もありましたけれども、これまで各種商品小売業の特定最低賃金の申出については、制度の要件に合致しないということもありまして、ここ数年は改正の必要性が認められないという結論となっておりました。この中で、私ども使用者側委員といたしましては、労働協約の締結に取り組みされて、労働協約ケースに移行されるように期待しますというお話をしていたところなのですけれども、今般、このように労働協約

ケースに移行されたことにつきましては、関係労使のご努力によるものとして敬意を表したいと思います。

そこで、今般の申出につきまして、先ほど申し上げましたように、使用者側委員といたしましては、形式的に要件を満たしているということにより、直ちに改正の必要性が認められるというものとは考えておりません。しかしながら、各種商品小売業に限らず、スーパーやホームセンターなどもそうなのですが、こちらの業種にありましては、これまでのコロナ禍、あるいは災害時にあっても生活のインフラとして大きな役割を果たしておられると考えております。また、そこで働く方は、エッセンシャルワーカーとして私ども消費者の生活を支えていただいているとも認識をしております。また、最近では、働き方改革の推進や人手不足、あるいはカスタマーハラスメントへの対応ということが、これはこの業種の労使共通の大きな課題となっていると考えております。

今ほど申し上げました問題については、その業種の各社が関係各社に共通するものであると考えておりますし、そこで働いていらっしゃる従業員の方のお仕事も同質性、均一性があると考えられますことから、各種商品小売業の特定最低賃金につきましては、関係労使の協議に基づく適切な額に改正することを否定するものではありません。

従いまして、私ども、各種商品小売業の特定最低賃金の改正については、必要性があると考えておりますが、今後もより多くの事業所でこの申出に合致した形で労働協約がむすばれるよう、引き続き関係労使のご協力をお願いしたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。

各種商品小売業についての必要性の諮問及び関連資料につきまして、ご質問はありますか。よろしいですか。

それでは、各種商品小売の特定最低賃金については、改正の必要性ありということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしということですので、改正決定の必要性を認める旨答申することといたします。

ただいま3業種とも改正の必要性を認める旨答申することが確認されました。それでは、三つの特定最低賃金の改正の必要性の有無について答申いたします。事務局、答申文案を準備してください。

(室長)

ただいま配布いたします。

(会長)

お手元に渡りましたでしょうか。それでは、答申文案を事務局から読み上げてまいります。

(事務局)

では、読み上げます。

(案)令和5年8月7日

新潟労働局長 西岡邦昭殿

新潟地方最低賃金審議会長 長谷川雪子

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、新潟県各種商品小売業最低賃金及び新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、新潟県各種商品小売業最低賃金及び新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

（会長）

ありがとうございます。

ただいまの答申文案について、ご異議等はございませんか。

（「異議なし」の声）

よろしいですか。異議なしということですので、この答申文案のとおり決定したいと思います。ありがとうございました。

それでは、答申いたします。

（事務局）

それでは、局長、会長、前にお進みください。これから答申を行います。

……会長より答申文を局長に手交……

（会長）

引き続きまして、議題（5）「特定最低賃金の改正決定について」に入ります。ただいま答申をいただきました3業種の改正決定について、局長から諮問していただきます。

（事務局）

ただいま諮問文の写しを配布いたしますので、しばしお待ちください。

それでは、会長、局長、前にお進みください。

（労働局長）

それでは、私から朗読させていただきます。

新労発基 0807 第3号

令和5年8月7日

新潟地方最低賃金審議会長 長谷川雪子殿

新潟労働局長 西岡邦昭

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記 新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、(平成20年新潟労働局最低賃金公示第2号)

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金(平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号)

新潟県各種商品小売業最低賃金(平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号)

.....労働局長より諮問文を会長に手交.....

(会長)

ただいま新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業、各種商品小売業の改正決定について諮問を受けました。改正の内容につきましては、専門部会を設けて調査審議を行うこととなりますが、その進め方については事務局から説明をお願いします。

(室長)

専門部会の設置並びに委員の公示についてご説明申し上げます。

最低賃金法第25条第1項では、「最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業または職業についての専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる」と定められています。本日、本審議会に対して「自動車」「電機」「各種商品小売」の3業種について改正諮問が行われましたので、専門部会を設置して調査審議をしていただくこととなります。専門部会委員については、今後推薦公示を行います。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、質問等はありませんか。よろしいですか。

続きまして、議題(6)「その他」について、事務局から何かございますか。

なければ、本日の審議を終了いたします。議事を事務局へお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

では、次回、第4回本審は、8月23日水曜日、午前10時から、この場所、4階共用会議室において開催いたします。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第3回新潟地方最低賃金審議会を閉会といたします。お疲れさまでした。